

加古川市告示 第 364 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 52 条第 7 項の規定による区域を次のとおり指定したので、平成 15 年 1 月 1 日より施行する。

平成 14 年 12 月 25 日

加古川市長 樽 本 庄 一

1 指定する区域

加古川市内の第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域